YMFG NEWS RELEASE

2022年1月28日

各位

株式会社山口フィナンシャルグループ

一部報道について

2022年1月12日付けの株式会社データ・マックスが掲載した当社関連の記事に関しては、事実誤認の内容が含まれておりましたので、当社から株式会社データ・マックスに通知書を送付し、当社への取材に基づく正確な報道を行うよう、強く申し入れを行っております。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

山口フィナンシャルグループ 総合企画部 広報室

担当:松田

TEL: 083-223-3447



通知書

2022年1月27日

〒810-0802 福岡市博多区中洲中島町 2-3 福岡フジランドビル 8 F 株式会社データ・マックス 御中

> 通知人 株式会社山口フィナンシャルグループ 上記代理人弁護士 清水 陽平 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-6-15 霞が関NHタワーズ 2F 法律事務所アルシエン TEL:03-5510-8255/FAX:03-6674-2504

前略

通知人は、2021年11月16日付け通知書(以下、「当該通知書」)において、貴社からの取材申込みがある場合、可能な限り広報対応を行う所存であることをお伝えするとともに、貴社において通知人への直接の取材に基づく正確な報道を行うよう依頼いたしました。

しかしながら、貴社Net I B-News における、2022 年 1 月 12 日掲載の「検証・山口F G 「調査報告書」(2)」と題する記事(以下、「本件記事」)においては、通知人に対する事前の確認や取材のないまま、「関係者」等からの情報提供や伝聞のみに基づく記載が散見され、結果として、初歩的な事実関係の確認を怠った不正確な内容となっています。

具体的には下記のとおり、複数の記載内容が事実関係と異なるものであり、早急に本件記事の訂正を行っていただくよう通知いたします。

記

(1)「コンサル会社元代表の雇用に関し、元代表の報酬が高額であることを理由に、取締役会に報告すべきであるという議論があったと記載されているが、そのような曖昧なものではなく、会社の規程として定めるべきものである。」という記述について

(事実)

2021年8月31日開催の通知人取締役会決議に基づいて設置された調査本部による

調査報告書(2021年9月30日付、10月14日公表)に記載のとおり、取締役会規則第12条第1項別表8.においては、「合併・重要なる業務提携の決定、解消」(7)、「その他の経営管理に関する重要事項」(10)が取締役会の決議事項として掲げられています。

新銀行設立プロジェクト(山口FGと金融業者A社が共同出資し、合弁子会社として「全国区の個人金融専門の銀行」を設立し、格差社会におけるマスリテール層の生活改善のための金融を展開するというプロジェクト)に関して、前CEOは、取締役会の決議を経ることなく、2021年3月24日、金融業者A社の経営トップとの間で、以下の内容を口頭で合意しています。

- ・山口FGにおいて継続的にコンサルティングを実施していたコンサルティング会社 (以下「コンサルB社」という)が作成した資料(以下「コンサルB社作成資料」とい う)に記載された新銀行の内容、及びこれを前提とした新銀行の認可(銀行業免許) 取得に向けて、作業を鋭意継続していくこと
- ・引き続き当該プロジェクトに専心するチームとして、コンサルB社の元日本代表パートナー a 氏、及び複数の者が山口FGに入社し、山口FGの立場で金融業者A社と協議しながら、検討を前に進め、できるだけ早期の認可取得を目指すこと
- ・新銀行を設立した場合には、a氏がそのCEOを務めること 加えて、前CEOは、a氏をはじめ、a氏の兄、及びその他4名(以下「a氏ら」 という)に対して、2021年3月頃、採用内定を出しています。

以上の合意等は、以下の理由から、銀行持株会社たる山口FGにとって、取締役会規則第12条第1項別表8.(7)及び(10)に該当いたします。

- ・グループ会社の経営管理を行い、特にその子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めることを任務とする銀行持株会社たる山口 F G が、他社との合弁により、新たな「銀行」を設立するための取組みを合意するものであること
- ・合弁会社たる当該新銀行のCEOを誰にするか、新銀行の内容(これを前提に銀行業免 許取得を行うことを予定)等の最重要事項を合意するものであること
- ・山口FGがコンサルB社のa氏らを採用する目的は、正に山口FGにおいて新銀行の 設立に関する検討を進めていくためであり、加えて、a氏は、新銀行設立の際にはその CEOに就任することが予定されていること
- ・山口FGに、連結報酬等の総額が1億円以上である役員は存在しない(2021年6月28日提出の第15期有価証券報告書69頁)にも拘わらず、a氏の予定報酬は、山口FGのいずれの役員よりも高い1億円以上とされていること

以上より、本件合意等は取締役会の決議に基づき実施される必要があったと明確に記載しています。

(2)「吉村氏に責任を押し付けるだけでなく、企業としてのガバナンス、組織としての機能不全を反省すべきだろう。」の記述について

(事実)

通知人は、調査委員会による「調査報告書」及び社内調査本部による「(社内調査本部)調査報告書」において認定された事実と、指摘された問題点及び改善に向けた提言を真摯に受け止め、2021年10月14日付「社内調査本部による調査報告書と今後の対応方針に関するお知らせ」において、改善策の策定における枠組みとして公表した「ガバナンス」、「内部統制」、「企業風土」の3項目に、地域金融機関としての重要な役割である「地方創生」の視点を加えた、全4項目から通知人における現状の課題の洗い出しおよび当該課題の原因分析を行った上で、課題の改善に資する改善策を策定しております。

本件につきましては事前に通知人広報に取材をいただかなくとも、2021 年 12 月 24 日開催の臨時株主総会において議長から、35 項目にわたる改善策についてご説明させていただいているところ、貴社顧問様も通知人株主様として臨時株主総会にご出席されており、議長からの説明を直接にお聞きになられたことと拝察されます。したがって、特に本件に関しましては、貴社内の編集作業においても容易に事実確認が可能であったものと拝察いたします。

以上のとおり、本件記事にかかる事実関係と異なる複数の記載内容は、既に通知人から公表済の資料の内容をご参照いただくことで十分に確認ができます。あるいは、少なくとも当該通知書で申し入れたとおり、事前に通知人広報に取材いただければ、正確な事実関係を把握いただける内容でした。

上述のとおり、通知人から事実関係を説明いたしましたので、早急に本件記事にかかる指摘箇所につき、訂正を行っていただくよう申し入れます。

なお今後も、引き続き、本件記事のような事実関係と異なる不正確な発信、及び不正確な 情報を元にした憶測の発信を継続される場合は、通知人として貴社に対して名誉毀損によ る損害賠償請求等も検討せざるを得なくなりますので、併せて申し伝えます。